

令和5年第7回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602
令和5年6月28日(水)
15時45分～16時50分

出席委員

| | |
|----------|-----------|
| 教 育 長 | 安 原 敏 光 |
| 教育長職務代理者 | 高 橋 正 明 |
| 委 員 | 田 原 知 江 |
| 委 員 | 小 野 武 也 |
| 委 員 | 京 楽 千 恵 美 |

事 務 局

| | |
|----------------|---------|
| 教育部長 | 木 村 敏 男 |
| 次長兼教育振興課長 | 石 原 洋 |
| 学校給食課長 | 沖 克 哉 |
| 学校教育課長 | 山 森 一 徳 |
| 次長兼生涯学習課長 | 門 康 樹 |
| スポーツ振興課長 | 平 田 潔 |
| 文化課長 | 中 川 卓 司 |
| 書記 教育振興課総務企画係長 | 大 村 寿 行 |
| 書記 教育振興課主事 | 峰 松 沙 那 |

| 議 | 題 |
|----------|---|
| 三教委議第29号 | 社会教育委員の委嘱について（非公開） |
| 三教委議第30号 | 社会教育委員の任命について（非公開） |
| 三教委議第31号 | 三原市公民館運営審議会委員の委嘱について（非公開） |
| 三教委議第32号 | 三原市公民館運営審議会委員の任命について（非公開） |
| 三教委議第33号 | 三原市文化財保存活用協議会委員の委嘱について（非公開） |
| 三教委議第34号 | 三原市文化財保存活用協議会委員の任命について（非公開） |
| 三教委報第11号 | 令和5年度第4回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について（公開） |
| 三教委議第12号 | 令和5年度第4回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について（公開） |
| 三教委報第13号 | 会計年度任用職員の任用に係る臨時代理の承認について（非公開） |
| 三教委報第14号 | 県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開） |

安原教育長 令和5年7回定例教育委員会会議を始める。

市議会の任命同意を経て、新たに5月21日に京楽千恵美委員が任命され、本日の会議から出席をいただいている。議席については、三原市教育委員会会議規則第6条の規定により、教育長が定めることとなっているので、議席の指定を行う。1番 高橋教育長職務代理者、2番 田原委員、3番 小野委員、4番 京楽委員とする。

本日の議事録署名委員は高橋委員と小野委員に願います。

それでは、令和5年第6回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔に願います。

書記 (令和5年第6回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

安原教育長 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

安原教育長 議事録の承認については、以上である。

安原教育長 それでは、議事に入る。本日の議案、報告事項のうち「三教委報第11号」から「三教委報第12号」までを公開とし、それ以外は人事案件等であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の進め方については、公開案件を先に審議し、その後、非公開の案件の順に審議したいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

安原教育長 それではそのように取り扱う。それでは「三教委報第11号」について、事務局から説明願う。

石原次長兼教育振興課長 6ページ三教委報第11号「令和5年度第4回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について」説明します。令和5年6月13日に開会の令和5年第4回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められ、三原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、同意する旨を回答することについて、臨時に代理したので、報告し承認を求めるものです。提出の議案は、令和5年度三原市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係部分になります。7、8ページには、市長から教育委員会への協議、教育委員会から市長への回答の鑑文を掲載しています。9、10ページの歳入につきましては、歳出の補正予算書にある各事業の中で、一般財源を除く国庫支出金またはその他特定財源として歳入するものを補正予算としています。11ページの歳出について説明します。まず表中最上段の新型コロナウイルス感染症対応事業費です。事業概要に需用費の賄い材料とあります。これは保護者が負担する学校給食の食材費について、価格上昇相当額に係る負担増を公費で負担することで学校給食の円滑な実施をはかるものです。補正額は、2,400万円になります。続いて、負担金補助及び交付金です。特定教育・保育事業者支援給付金につきましては、市内の私立幼稚園または私立の幼稚園型認定こども園を運営している事業者に対して支援金を給付することで事業の継続を支援するものです。補正額は、85万円になります。幼稚園等給食補助につきましては、私立幼稚園または幼稚園型認定こども園を運営する事業者に対して、給食食材費等の価格上昇相当額を支援することで、事業者の負

担を軽減し、円滑な給食提供を支援するものです。補正額は170万円です。次に表中2段目の学ぶ力育成事業費です。内容としては、県教委から委託を受けて実施する育ちと学びをつなぐ幼保小連携事業を実施するために必要な経費を補正するものです。本事業により、公立、私立の幼稚園、保育所、こども園といった施設の類型にかかわらず、小学校との連携や接続がしっかりと図られていくものと期待をしている事業です。補正額は、30万円になります。次に表中3段目の体力向上支援事業費で補正額は155万4,000円になります。こちらは県教委から委託内示を受けたスポーツ活動体制整備事業を実施するための経費の補正になります。本件では、休日の中学校部活動の段階的な地域移行に向けて、今年度2種目を追加して、計4種目の実施をする計画です。次に12ページ表中最上段の施設維持管理費です。こちらは、西部共同調理場の空調設備が故障したことから、設備改修を行うための経費の補正です。委託料、工事請負費、備品購入費で計2,850万円の補正になります。次に表中2,3段目の教材備品整備事業費です。2段目が小学校費で356万円の補正、3段目が中学校費で144万円の補正になります。計500万円になりますが、こちらは三原市にお住まいであった故人の相続人様から、故人の遺志を引き継ぎ、子育てと教育振興に使用してほしいと1千万円の指定寄附をいただきました。残りの500万円は、こども部の方で活用されます。次に表中最下段の（仮称）田野浦認定こども園整備事業で補正額は2億810万円になります。こちらは令和6年4月の開園を目指して準備を進めている（仮称）田野浦認定こども園の整備について、工事費、備品購入費、その他必要な経費を補正したものです。この（仮称）田野浦認定こども園の整備については、現田野浦幼稚園の施設を活用するので、その施設の中で使用できるものは引き続き使用します。こども園化する上で、0,1,2歳児を受け入れますので、基準上必要な設備を設置していきます。そういった形で経費を抑えつつ、必要なものを設置してしっかりとした運営をスタートできるように準備を進めていきます。続いて、13ページ表中のスポーツ活動推進事業費になります。こちらは、県教委から委託を受けて実施する地域スポーツ活動体制整備事業を実施するための経費の補正になります。学校部活動の地域移行に向け、地域スポーツ活動推進事業で実施している運営団体の委託料を増額し、ボールやユニフォームを購入することで、地域スポーツ活動の充実を図るものです。補正額は、44万6,000円になります。表の下の債務負担行為補正の西部共同調理場空調設備更新事業は、先ほどの補正で説明した西部共同調理場の空調設備の改修について、給食調理業務を停止させないように2年にわたって工期が必要であることから、今回債務負担行為補正を行ったものです。地方債の補正については、西部共同調理場の空調設備の改修に当たって新たに地方債を追加するものです。また変更で義務教育施設整備債の補正額が1億8,330万円とありますが、こちらは、（仮称）田野浦認定こども園の整備にあたり、公共施設適正管理推進事業債を活用するために、義務教育施設整備債の額の変更を行ったものです。

安原教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

（なし）

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委報第11号」について承認することに異議はないか。

(なし)

安原教育長 全員賛成と認める。よって「三教委報第11号」は承認された。続いて「三教委報第12号」について事務局から説明願いたい。

石原次長兼教育振興課長 14ページ三教委報第12号「令和5年度第4回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について」説明します。令和5年6月13日に開会の令和5年第4回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められ、三原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、同意する旨を回答することについて、臨時に代理したので、報告し承認を求めるものです。提出の議案は、三原小学校長寿命化改修工事（建築主体工事）請負契約の締結についてです。15、16ページには、市長から教育委員会への協議、教育委員会から市長への回答の鑑文を掲載しています。17ページが議案になります。三原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり三原小学校長寿命化改修工事（建築主体工事）請負契約を締結することについて、議会の議決を求めたものです。工事名は、三原小学校長寿命化改修工事（建築主体工事）です。工事場所は、三原市館町二丁目、契約金額は、消費税及び地方消費税を含む2億8,725万4,000円になります。履行期限は、令和7年3月3日までです。契約の相手方は、三原市皆実四丁目8番6号にある株式会社セイムとなります。履行期限に関しましては、工期が20か月程度かかりますので、2年で設定をしています。提案理由は、三原小学校長寿命化改修工事（建築主体工事）は、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものです。

高橋委員 長寿命化工事について、順次行っているものと思われるが、終了の見通しはいつ頃になるのか。

石原次長兼教育振興課長 長寿命化改修工事は、学校を建てて、通常であればおおよそ20年から25年で大きな改造をして50年程度で改築をするというのがサイクルでしたが、この長寿命化というのは基本的には20年で予防改修、40年で長寿命化改修を行って長寿命化し、60年でまた予防改修、80年で改築を行います。基本的には学校がある限りは、継続していくものです。ただし、現状の長寿命化計画については、令和3年度から40年間の計画を立てています。そのうち現時点では令和13年度までの対象工事を個別の計画として計画しています。それ以降については、現状ではまだ建物が建築から40年未満のところになりますので、令和13年度に近づいたところでその先をまた計画していきます。現在は、40年間の計画を立てていますので、一旦はその時点で終了になりますが、学校が続く限り長寿命化は継続します。

安原教育長 そのほか、何か質問や意見はあるか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委報第12号」について承認することに異議はないか。

(なし)

安原教育長 全員賛成と認める。よって「三教委報第12号」は承認された。
それでは、ここから非公開にて審議する。

(非公開案件審議後)

安原教育長 以上で第7回定例教育委員会会議を終了する。

16時50分 教育委員会会議終了
傍聴者なし

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証するため、ここに署名する。

署名_____

署名_____